平成２３年（フ）第２５号
埼玉県熊谷市新堀新田516番地４　篭原住宅２―206
債務者　飯嶋多嘉夫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０８号
新潟県加茂市大郷町２丁目２番７号
債務者　珊瑚　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１０９号
新潟県加茂市大郷町２丁目２番７号
債務者　珊瑚美枝子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３０号
新潟県燕市東太田6080番地４
債務者　田中　光法
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１３１号
新潟県燕市東太田6080番地４
債務者　田中　　誠
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第６号
静岡県駿東郡清水町八幡219番地の２　泉アパート101、前住所静岡県駿東郡清水町新宿96番地　関コーポ101
債務者　長島　　裕
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
京都府福知山市字堀2090番地
債務者　合田　瑞代
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
熊本県菊池市下河原4734番地
債務者　佐藤　正行
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
北海道美唄市字チャシュナイ1016番地62
債務者　本間　政義
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６９号
北海道岩見沢市幌向南４条１丁目249番地12
債務者　洞口　義明
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７２号
北海道樺戸郡月形町11番地14
債務者　木下　孝樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１７３号
北海道樺戸郡月形町11番地14
債務者　木下　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１８５号
北海道美唄市西２条南４丁目５番２―15号
債務者　田中ゆかり（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９１号
北海道美唄市西４条北１丁目２番25―111号
債務者　佐藤　希夢（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９２号
北海道美唄市西４条北１丁目２番25―111号
債務者　佐藤絵里香
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９３号
北海道岩見沢市９条西13丁目１番地４
債務者　勝田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２０１号
北海道岩見沢市美園３条５丁目１番13号、申立時の住所北海道岩見沢市東山10丁目７番３号
債務者　蜂谷　澄子（旧姓川邊）
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２３年（フ）第５号
北海道岩見沢市美園２条３丁目１番１―404号　市営住宅１号棟404号室
債務者　篠木　克己
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部